

平成22年度第3回庁議 会議録

[日 時] 平成22年5月25日(火) 午前8時30分～午前9時35分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 市議会定例会議提出議案について (関係部局)
 - (2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)
- 3 連絡事項

1 市長あいさつ

6月7日に6月議会が開会予定です。今日から会派説明も始まります。会派説明の中で質疑応答等もあるかと思いますが、それらも集約しながら、6月議会に向けて、各部局、予想される項目については十分な準備をし、遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

(1) 市議会定例会議提出議案について (関係部局)

市長 　　　　　　では議事に入る。

　　　　　　　　　　企画部、水道局、経済部、建設部、総務部、福祉部の順で説明をお願いします。

<別添資料、市議会関係資料に沿って説明>

<企画部長>

企画部からは、報告第8号から11号、報告第14号及び議案第42号、第49号について説明する。

報告第8号の継続費繰越計算書の報告については、公共下水道事業特別会計において、継続費を設定して事業を進めている「管渠等建設事業(池田雨水幹線)」の継続費繰越計算書の報告であり、平成21年度予算額に対する未執行額を平成22年度に逡次繰越したものである。

次に、報告第9号から11号までは、繰越明許費繰越計算書の報告である。報告第9号は一般会計における「くすのき園整備事業」など、35事業の繰越明許費繰越計算書の報告であり、国の平成21年度第2次補正予算に対応したこと及び地権者との用地交渉の協議に不測の日数を要した

ことなどから、事業費の一部を平成22年度に繰り越しをしたものである。

報告第10号については、貯木場事業特別会計における「貯木場整備事業」の繰越明許費繰越計算書の報告であり、造成地の地盤安定等に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を平成22年度に繰り越しをしたものである。

報告第11号については、公共下水道事業特別会計における「管渠等建設事業」及び「単独下水道事業」の繰越明許費繰越計算書の報告で、民間工事等との工程調整に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を平成22年度に繰り越しをしたものである。

次に、報告第14号、専決処分報告については、主要地方道新居浜別子山線（立川町）において、南進中の公用車と対向してきた相手方の小型自動車とが衝突し、相手方の車両が損傷した交通事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定することを専決処分したので報告するものである。

次に、議案第42号、「公有水面の埋立て」については、東予港東港地区における工業用地造成のための公有水面埋め立てについて、愛媛県知事から意見を求められたので異議のない旨の意見を述べることにについて議会の議決を求めようとするものである。

次に、議案49号、平成22年度 新居浜市一般会計補正予算（第2号）については、配布している6月補正予算案の概要に基づいて説明する。

今回の補正予算は、7,084万3千円を追加し、補正後の予算総額を歳入、歳出それぞれ44億606万9千円とするものである。これを前年度同期と比較すると、38億4,047万1千円、9.5%の増となっている。一般会計補正予算の主な事業であるが、まず、公共事業費の、「小・中学校耐震補強対策事業」については、角野中学校、北中学校及び多喜浜小学校の耐震補強設計委託料を追加するもので、1,246万5千円の増となっている。施策費では、まず「総合文化施設建設推進費」は、新居浜駅前の核施設となる総合文化施設建設推進のため、スーパーアドバイザー等の招へい旅費等を措置するものである。次に、「障害児保育対策費」は見込んでいた障害児の入所数が増加したため、加配保育士を公立は6名、私立は9名を追加配置するものである。次に、「地域生活支援推進費」は、4月から実施している重度肢体不自由児の通学に対応して、長期休暇中のタイムケア事業を浮島小学校で実施するための経費を追加するものである。「太鼓台派遣費」は、新居浜市太鼓祭り推進委員会が平成22年度地域伝統芸能大賞活用賞を受賞したことに伴い、新潟市で開催されるフェスティバルに太鼓台を派遣する費用を補助するものである。「運動部活動競技力向上事業費」は、市内の中学生の基礎体力アップや運動の基本である走ることの底上げのため、「こども夢未来基金」を活用し、松山大学女子駅伝部コーチの村井啓一氏及び北京オリンピック選手の土佐礼子氏を招き、講習会を行うものである。これらの事業で、施策費は5,837万8千円の追加となっている。これらの事業を賄う財源としては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、市債で措置している。

<水道局>

報告第12号、「繰越計算書の報告について」は、水道事業会計における「船木配水管布設替工事」など9事業、合計事業費103,700千円について、下水道工事、県発注道路改良工事等の

関連により、工事が遅延したため、事業費を平成22年度へ繰り越ししたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものである。

報告第13号、「繰越計算書の報告について」は、工業用水道事業会計における「JR敷工業用水道配水管布設替工事」など5事業、合計事業費193,904千円について、JR敷推進管工事等の関連により、工事が遅延したため、水道事業会計同様、繰り越しを議会に報告するものである。

<経済部>

議案第43号「市有財産の売却」について説明する。

まず、売却用地の位置、地目及び面積についてである。位置については、阿島一丁目甲1015番358である。地目は雑種地、売却面積は6,641平方メートルとなっている。売却方法については、新居浜市工業用地の立地に関する規則に基づき、立地企業を公募し、決定したものである。売却価格は1億2,949万9,500円であり、この売却単価は、1平方メートル当たり1万9,500円である。

売却先の社会福祉法人三恵会は、昭和48年に設立され、社会福祉事業を営む従業員約590人の社会福祉法人である。なお、売却用地には、特別養護老人ホーム、ショートステイ及びグループホームの機能を合わせた建物を建設し、平成23年7月に操業開始で、新規雇用は35人程度を予定していると伺っている。

<建設部>

議案第48号「新居浜市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」説明する。

平成22年5月から供用開始している中萩きらきら公園の多目的人工芝グラウンドに設置した照明施設並びに既存の都市公園に設置している照明施設及びコンセントについて受益者負担として使用料を徴収するため、条例の一部を改正しようとするものである。主な改正内容としては、第5条については、有料公園施設を新たに規定し、別表第1に有料公園施設となる照明施設を定めている。次に、第9条に規定している使用料のうち、第1項については、有料公園施設を利用する場合の使用料を規定し、別表第2でそれぞれ定めている。また、別表第2の備考として、消費税の取り扱いやコンセントを使用する場合の使用料を新たに追加するものである。次に、第9条の2については、使用料の減免について新たに規定を行い、また、第13条については、使用料の還付について改正をするものである。その他の改正については、今回の改正に伴う条文整備や文言整備である。なお、この条例は、平成22年7月1日から施行したいと考えている。

<総務部>

総務部からは、議案第44号から議案第46号まで、及び追加予定の契約議案並びに人事議案について説明する。

まず、議案第44号「工事請負契約について」である。本議案は、新居浜市デジタル防災行政無線システム整備工事の工事請負契約である。去る4月30日、6者による一般競争入札の結果、1億6,530万円で沖電気工業株式会社四国支社が落札し、消費税及び地方消費税額826万5,000円を含む、1億7,356万5,000円で、契約を締結しようとするもので、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議

決を求めるものである。工事の概要については、新居浜市役所及び新居浜市内一円にデジタル防災行政無線システム整備として機器の製造及び設置工事を行うものであり、市役所内に親局設備を設置する。親局から電波を受信するものとして、各公民館等に通報内容を伝達する屋外拡声子局設備と別子山の各世帯等に、屋内において受信拡声する戸別受信機設備を設置する。また、大永山上部の大阪屋敷越とゆらぎの森に、親局と子局との間で電波を中継する中継局設備及び黒島海浜公園に、親局と子局との間で受信した電波を再送信する再送信子局設備を設置する。

次に、議案第45号「工事委託協定について」である。本議案は、新居浜市公共下水道新居浜市下水処理場の改築工事（その9）である。供用開始から30年が経過し、老朽化した下水処理場の機能回復を図るため、終末処理場改築事業の一環として、平成22年度、23年度の継続事業として、汚泥処理設備ガスタンクの更新工事を委託するため、3億2,700万円の工事委託協定を日本下水道事業団と締結しようとするものである。工事の概要については、汚泥消化槽から発生する消化ガスを貯留するための鋼製タンクにかかる機械及び電気設備を更新するものである。

次に、議案第46号「新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例及び新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてである。本議案は、少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が一部改正され、育児に関わる民間の労働者について、時間外勤務の制限、育児休業の対象拡大が制度化され、本年6月30日に施行される。この流れを受けて、公務員についても同様の趣旨の法改正がなされ、また、人事院規則が改正され、いずれも本年6月30日に施行されることから、本市職員についても、こうした国全体として取り組んでいる育児に関わる労働者の時間外勤務制限及び育児休業等の対象拡大を導入すべく、条例の一部を改正しようとするものである。

まず、改正条例第1条「新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正」についてである。第8条の2第2項として1項を追加する改正であるが、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを新たに規定しようとするものである。

次に、改正条例第2条「新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」についてである。第2条の改正については、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況に関わりなく、職員は育児休業をすることができることとするものである。第2条の2として1条を追加する改正については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」第2条が改正され、出産後条例で定める期間内に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がない場合においても、再び育児休業をすることができることとなったが、その条例で定める期間を、子の出生の日から57日以内とすることを規定するものである。第3条第4号の改正については、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかに関わりなく、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後、3月以上経過した場合には、再度の育児休業をすることができることを規定するものである。第5条の改正については、

職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなったことは、育児休業の取消事由には当たらないことを規定するものである。第10条の改正については、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得等の状況に関わりなく、職員は育児短時間勤務をすることができることとするものである。第11条第5号の改正については、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかに関わりなく、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後、3月以上経過した場合には、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても再度の育児短時間勤務をすることができることを規定するものである。第14条の改正については、職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなったことは、育児短時間勤務の取消事由には当たらないことを規定するものである。第19条の改正については、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得等の状況に関わりなく、職員は部分休業をすることができることとするものである。以上のほか、これらの育児休業制度等の改正に係る所要の条文整備を行うとともに、附則第2項において、この条例の施行に当たり必要となる経過措置を規定している。なお、この条例は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の一部改正の施行日に合わせ、平成22年6月30日から施行したいと考えている。

次に、追加予定の工事請負契約についてである。本議案は、北中学校屋内運動場改築建築主体工事であり、6月10日に一般競争入札により落札者を決定する予定である。工事の概要については、現在の屋内運動場は、築50年が経過し、老朽化が著しく、耐震性もないことから、安全安心な施設として、また、生徒の教育環境の向上を目的として、改築しようとするものである。建設場所は、既設の屋内運動場と同じ位置を予定している。建物の構造・規模は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積1,138㎡となっている。建屋の構成については、1階は、アリーナ、ステージ、控え室、教官室、用具庫、体育倉庫、男子更衣室、女子更衣室、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、2階は、管理用の通路のみとなっている。

次に、人事議案3件である。まず、新居浜港務局委員会の委員の任命については、新居浜港務局委員会の委員、石川勝行氏、松本正二郎氏、池田浩久氏、阿部由久氏は、平成22年8月16日をもって任期が満了するので、新たに委員を任命するについて、議会の同意を求めるものである。

次に、新居浜市消防委員会の委員の委嘱については、新居浜市消防委員会の委員、渡部雅伸氏、妻鳥圭志氏、八田十美子氏、永易美香子氏は、平成22年7月13日をもって、任期が満了するので、新たに委員を委嘱するについて、議会の同意を求めるものである。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員、坂上禧規氏は、平成22年9月30日をもって、任期が満了するので、新たに委員の候補者を推薦するについて、議会の意見を求めるものである。

<福祉部>

議案第47号「新居浜市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。本議案は、児童福祉法の一部を改正する法律が、平成20年12月3日に公布され、このうち家庭的保育事業の実施等が平成22年4月1日から施行されたことに伴い、「保育の実施」については、「保育所における保育」と「家庭的保育事業による保育」との総称となったことから、これ

らを明確に区分するため、本条例の「保育の実施」の字句修正を行うものである。この条例は、公布の日から施行したいと考えている。なお、本市においては、「家庭的保育事業による保育」は実施していない。

市長 コンセント1口につき1日30円を徴収するのは、4箇所の公園だけのことか。以前からあったのか。

建設部長 電源がある公園が対象で、以前は徴収していない。

市長 河川敷の電源についてはどうか。

建設部長 河川敷にはコンセントはつけていない。

市長 少年野球のバッティングマシン等で電源の使用を許可するのであれば、きちんとしておいたほうが良い。

他にないか。なければ次の議題に移る。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

市長 今回、特に報告が必要と考える項目について絞って、簡潔に願います。

<別添資料、「議会答弁課題の進捗状況整理表」に沿って説明>

<企画部>

企画部は2件報告する。

番号25番・26番の近代化産業遺産関係の取組みについて。山田社宅については、山田社宅の現況調査を実施し、土地所有者である住友企業とまちなみ保存、全体の再開発に向けた新たな枠組みでの情報交換会を始めている。住友共電から社宅2棟の寄贈も受けているので、今後、現況調査結果も踏まえ、山田社宅等の保存活用を検討、協議していきたいと考えている。また、端出場水力発電所も寄贈を受け、この4月から市の所有となったので、文化財としての価値を明らかにしていくとともに、保存活用に向けた検討を進めていく。

53番の総合文化施設(仮称)あかがねミュージアムについては、ホテル併設案については断念し、総合文化施設単体での建設を目指していくが、今後は建設素案の広報等を行い、市民や市議会の合意を得ながら、平成25年度完成に向けてのスケジュール、財源等の調整を図っていく予定である。

<総務部>

総務部からは、3件報告する。

まず、項目番号23の緊急地震速報についてであるが、緊急地震速報サービスに対応した防災行政無線システム整備工事の契約議案を6月議会に上程する。この工事により公民館などの地域拠点となる公共施設30か所に緊急地震速報等の情報を発信できる防災行政無線設備を設置するとともに、市内の全小・中・高等学校をはじめ幼稚園・保育園や市の公共施設等120か所にも、個別受信機を設置し、緊急地震速報に対応する。

次に、項目番号30の工事監督員と検査員の併任については、平成22年4月、本年度の各事業課の事業執行体制の聞き取り調査を行い、その結果、工事検査員32名のうち14名を解任し、新たに3名を任命した。このことにより、平成22年度からは工事監督員と工事検査員はそれぞれ専

任となっているので、本答弁課題は完了とする。

次に、項目番号31の空き家対策についてであるが、昨年度関係各課所による検討会を2回開催し、対応状況や他市の事例等について情報交換を行った。老朽危険家屋については、所有者・相続人の確認や危険度の判断等に難しい現状があり、私有財産の撤去等に公費を投入する点など様々な問題が考えられる。今年度も5月中に関係各課との検討会を行い、他市の状況や各課に寄せられた相談内容と対応状況について、情報交換を行い、検討会の充実を図ることとしている。

<福祉部>

福祉部から3件報告する。

まず、6番の子どもの育ちへの支援については、庁内食育プロジェクトチームでの協議は継続して行う。保健センターでは新たな取り組みとして、保護者や子ども自身の食に対する関心を高め、家庭において健全な食生活の実践が図られるよう、本年度保育園5園で食育教育を開催する。今後も、関係機関と連携し食育教育を推進する。

次に、26番の新居浜市地域福祉推進計画の進行管理については、平成16年10月に策定された地域福祉推進計画は、平成22年度が最終年度となるため、平成23年度からの地域福祉計画を本年度、アンケート調査や、まちづくり校区集会での連合自治会共通の市政課題が地域福祉に設定されたこともあり、多くの意見を聞きながら、まちづくり推進懇話会や審議会を開催し、地域福祉の推進を図る指針となる計画を策定する。また、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定予定であるため、地域福祉推進計画との整合性を図りながら、協働で進めていく。

次に、34番の中萩保育園・新居浜保育園の民営化計画の見直しについては、平成21年度に実施した新居浜八雲保育園の民営化の検証結果に基づき、できる限り早い時期に民間移管を進めることが望ましいとの判断から、平成24年4月に中萩保育園、平成25年4月に新居浜保育園を移管することに決定したことからこの項目については完了とする。

市長 駅周辺整備については、全員協議会で説明をした資料があるので後で説明する。

<市民部>

市民部からは、1件報告する。

26番の「消費者行政について・消費生活相談体制」について。消費者行政については、平成21年9月の消費者安全法の施行を契機として、これまでの消費生活相談窓口を拡充し、本年4月1日付で「新居浜市消費生活センター」を設置した。県が造成した「地方消費者行政活性化基金」を活用し、相談コーナーの拡充、備品整備等を行うとともに、消費生活相談員を2名から3名に増員し、常時2名で対応できるよう相談体制も充実を図っている。このような結果、4月の相談件数は、21年度の56件に対し、79件となっている。このようなことから、消費生活センターの開設をもって完了としたい。

<環境部>

環境部からは、2件報告する。

まず、10番「ごみ収集カレンダー」については、市民が見やすいものをとということで、平成19年度以降、両面印刷として文字を大きくし、平成21年10月からの新9種分別収集の実施にあ

たっては、ごみ分別大辞典を配布して周知を図った。特に市民からの苦情、要望も寄せられていない。また、月めくりタイプや冊子タイプのカレンダー作成には多額の広告料を求めることとなるため、現在の両面カレンダータイプで、今後も市民にわかりやすく、見やすいごみカレンダーの作成に努めることとし、完了としたい。

次に、11番「地球温暖化防止対策」については、昨年11月4日に住友関連企業8社と環境保全協定を締結し、温室効果ガスの抑制努力を促した。また、11月28日には新居浜市地球高温暖化対策地域協議会を設立し、これまでに3回幹事会を開催しており、協議会が取り組む内容を議論している。現在、取り組むテーマが「エコドライブ」と「マイバック持参推進」、「節電・節水」の3項目に決まり、項目ごとに活動内容等を協議することとしている。また、平成23年度開催の環境自治体会議について、実行委員会や市内プロジェクトチームにより協議検討し、今後の環境施策の展開を図ることとしている。

市長 環境自治体会議には、明日から行くので、帰ってきたら報告、説明を環境部長の方からさせてもらう。

<建設部>

建設部から3件報告する。

まず、項目38番の「収入超過者への対応」については、当初、公営住宅収入超過者8名が該当しており、昨年までに1名が退去し7名となっていた。本年に入り、交渉中の高額所得者であった者が収入減により対象外となり、また、1名が5月初旬に退去し、現在5名の収入超過者となっている。今後とも、引続き義務の履行を求めていく。

次に、項目41番の「駅前ロータリーの市民像の取扱い」については、本年度に交通広場を整備する中で、市のシンボルとなるモニュメントをどういうものにするかということとあわせて、相応しい設置場所を検討していく。

次に、項目42番の「中萩きらきら公園における人工芝グラウンドの夜間照明」については、先程説明した条例に基づき本年7月1日から利用を開始することから完了としたい。

<水道局>

水道局からは、1件報告する。

新山根配水池については、上部給水区の安定給水を図るため計画したもので、平成3年現地調査、平成13年進入道路設置を実施した後、諸般の事情により中断しているものである。今般、平成20年度愛媛大学による中央構造線の評価と平成21年度の基礎地盤解析調査の結果に基づき、建設が可能と判断できたため、今年度の水道事業経営変更認可を踏まえ、実施設計を行い、平成23年度からの建設着手に向け取り組むこととしている。

<教育委員会>

教育委員会からは3件報告する。

番号7の「学校開放事業の使用料の見直し」については、平成21年12月議会において条例の一部改正を行い、これまでの運動場に加え、体育館、武道場の照明設備使用料を平成22年4月から徴収することとし、現在実施をしているが、年間80万円程度の収入増を見込んでいる。このこ

とから対応結果は完了となる。

次に、番号11の学校選択制の見直しについては、昨年10月に児童・生徒、保護者にアンケート調査を実施したが、そのうち約8割が選択制に対する肯定的な意見であった。このことから、現状では中学校選択制を継続していくが、定期的な検討や制度の意義の周知徹底、正確な情報の提供等を継続して実施していく。

次に、番号12の図書館の祝日開館については、本年度は5月のゴールデンウィークに5月3日を除き4月30日から5月6日まで開館を実施した。平成22年度は、昨年度に比べて開館日を3日増加させるが、今後は、平成23年度の祝日開館に向けて職員体制、勤務体制を検討していく。

<消防本部>

消防本部からは、1件報告する。

項目番号3の21世紀の消防団について。消防団の活性化については、平成21年度は、各分団間の定数の再配置を実施するため、消防団の組織に関する規則の改正を行うとともに、12月には高津分団詰所が完成した。本年度は、別子山地区の消防団詰所新築を目指して、用地の選定等を行ないたいと考えている。その他の活性化についても、消防団活性化推進計画に基づき、協議を行い、活性化を推進していきたいと考えている。

市長 それでは、駅周辺整備について、議員全員協議会、臨時議会終了後に説明し、それに基づく報道もされましたが、改めて皆さんにも説明をしたいと思う。

準備をしている間に申し上げると、報道、マスコミの対応ということで、テレビで東平のことを紹介していただいていたが、昨年以来、東平、マイントピアを含めた記事や取材が多くなっている。ブーム的なものになれば、いろいろな取材や依頼も出てくるが、そういうものだけでなく、こちらから積極的に施設の整備等、ハードやソフト両面あるが、広報していきたいと思っている。4月からの秘書広報ということで、一元化しているので、そちらの方への情報提供をお願いしたいのと各部局においても積極的なホームページとかの広報をしていく、ハートネットのニュースの利用とか一般紙の利用とか、積極的に広報していきたいと思うので、より意識をお願いしたい。

それでは、パソコンの画面にでてるのは、「これからのJR新居浜駅周辺の整備」ということで、説明したものである。これを基本に6月以降のまちづくり校区集會でも説明をしていく。整理になるが、土地区画整理事業は、平成22年度で完了して、現在約90%ということなので、区画整理事業としては、完了するというので、これを踏まえて公共施設の整備を継続してやっていくということになる。これまでの流れを整理すると、区画整理事業そのものは、現在の計画の始まりということになると平成に入って基本構想を作成したということから始まり、平成6年に土地開発公社で先行買収を行なった。これが現在の文化施設の予定地にあたるところになる。その後、いろいろな流れがあり、現在まで至っている。一方、総合文化施設の流れというのは、単独美術館検討というのが始まりであり、予算的な面では、文化振興基金を昭和60年から積み立てたということがある。その間、複合施設の検討を行ないながら、四次

の長期総合計画のなかの駅周辺整備のなかで位置づけていくということで現在まできている。したがって、区画整理事業、美術館を中心とした文化施設の整備、それを一体化した形で実現をしたいということである。次に、駅周辺整備の完成年度であるが、交通広場や交番は、区画整理事業のなかで行うので22年度、駐車場、駐輪場、人の広場、南北連絡通路は、仮設等いろいろやりながら年次的にやっていくことになる。民間商業施設のフジは、秋に着工し、来年年明け、2月頃のオープンというのが、最終的な今の状況である。次に、公共施設の整備について、駅舎のリフォームはJR四国が行うという事で、内容は、外壁・出入り口の自動ドア化、トイレの改修を行ない、市の方が補助を出すという形になる。外壁・出入り口の自動ドア化は、今年度ということで実施しているが、トイレは外の公衆トイレができてから構内トイレを直すということになっている。南北連絡通路は、エレベーターを整備し、自転車も通行可能な南北の一体化と交通、交流を促すということで整備する。

次に、総合文化施設については、先の庁議の時に申し上げたが、今後予算化していくなかで、もう一度施設の性格等を考え、名称として総合文化施設、あかがねミュージアムというのを前面に打出していきたいというふうに考えている。場所は、大街区で、約1万1千㎡、完成年度は、平成25年度、施設の床面積が、7千㎡、駐車場が280台ということである。比較するのに、ふれあいプラザが、延床面積が、5千2百㎡、敷地面積7千2百㎡ということで、大まかに言って、ふれあいプラザの1.3倍くらいの規模ということになる。ウイメンズプラザとなるとぐっと小さくなるが、延床面積が、2千㎡ぐらいである。事業費が、ふれあいプラザの場合が約30億円ということなので、公共施設としては、このふれあいプラザ以外の規模、事業費のものになる。スケジュールとして、今年度、基本設計に入って、25年度までに完成すると、逆に言うと、25年度までに完成しようと思えば、もうぎりぎり今年度設計に入らないと間に合わないということになる。用地費17億円とあるが、土地開発公社の今の簿価、価格である。約14億円の取得費と3億円弱の金利がついて17億円となっている。建設・展示に約33億円である。財源として、確定しているのが、昭和60年以来の文化振興基金が約18億円ある。あと合併特例債を使うということは決めている。ただ、当初説明していたまちづくり交付金等の制度が不確かだということで国費の分がどういう形になるかがまだ確定していない。年間運営費が、人件費や管理費を含めて約1億6千万円に想定をしている。これらの費用は、標準的な占有面積から割り出したものである。導入機能については、今まで、美術館や産業遺産、様々な機能を並列的に説明してたので、それがわかりにくいという意見があった。整理をすると中心は、芸術機能であり、美術館を中心とした小劇場、小劇場を併設した美術館というのが、一番イメージとしては、正しいかなと思う。それに、新居浜らしさである産業遺産や地域文化、太鼓台ミュージアムというものを基本機能として、付加価値として様々な要素があると。基本機能は、この機能は必ず入れていきたいが、内容は、

やり方によって占有面積等が違って来るだろうと思っている。広さであるが、展示室が、1, 250㎡、これは学校の体育館の広さのイメージであるが、250㎡の展示室を5つ区切れるというイメージである。250㎡というのが、今の郷土美術館の1階の展示室の広さであるから、5つ入るイメージである。当然、収蔵庫等が必要となる。それだけ広い美術館スペースをとって、そこで美術館と言いきえる作品を展示できるのかというのが、最大の懸案であったが、洋画家の寺坂公雄氏との関係があり、ずっと話をしてきたが、つい先週も私が東京でお会いしてきた。この方は、愛媛大学教育学部のご卒業であり、お兄さんも新居浜高専であったり、非常にご縁があり、新居浜では、平成14年に特別企画展を開催している。現在、日本芸術院の会員で、日展事務局長、光風会理事長ということで現代の美術家のなかでは間違いなく日本を代表する美術家である。この方と教育長や私が、いろいろと話をきて、一部報道もありましたが、先生がお持ちの作品、それとご自分の作品と芸術院の会員であるお仲間の作品、それを基本的には、ほとんど寄付をしてもいいということのお話をいただいている。ただ、一定の美術品は、逆に言えば、こちらから言えば、買わせていただくのも必要なので、購入というふうに報道されましたが、確かに購入も必要であるが、ほとんどの作品は寄贈をいただけるということでお話しが進んでいる。ただ、美術品の購入というのは、複数年度に渡るし、やり方を間違えると難しい問題もでてくるので、議会にもこの間こういう話がありますよということの説明して、オープンな形で話しが進んでいけるようにしたいと思っている。小劇場は、250席ぐらいの劇場、ただ、舞台は現在の文化センターの大ホールよりも少し広いぐらいの舞台できちんとした演劇やダンス等ができるようなスペースがあり、小劇場という使い勝手のいい劇場として考えている。演劇とか落語とか音楽とかダンスとかそういうものがいつも使われているというようなイメージの劇場にしていきたいと思っている。地域文化としては、太鼓台、産業遺産、お手玉などの地域文化をこの新居浜市の紹介としてやっていきたいということで考えている。太鼓台ミュージアム

は、実物展示を基本として考えている。産業遺産は、市内の産業遺産をトータルで紹介をするというようなエンタランスのような機能で当然多喜浜塩田を含めた新居浜の産業遺産ということでの説明ができるようなところをしたい。実際に生涯学習として、創作や教室を開いたり、地域文化、お手玉とかそういったものの醸成、正光寺山古墳の紹介もできると思う。にぎわいというのは、レストランであったり、観光物産、飲食とか物販というところである。当然、管理機能は必要であるし、駐車場等も必要であるが、スペースとしては、それほど多くのスペースは必要ではないと思っている。今後であるが、先程予算で説明したのが、スーパーアドバイザー、テクニカルサポーターという、具体的には、観光大使になっていただいた鴻上尚史さん、高見知佳さん、水樹奈々さんなど、これまでいろいろやってきていただいたトランペットの曾我部清典さんとか様々な関わりのある人たちがいらっしゃるので、その人達にこれからも専

門的な助言と開館後の利用の面でもサポーターとしてアドバイザーとして関わっていただくということと、より具体的な検討組織として建設準備委員会を開いて、ハードと開館後の運営、ソフトを含めた体制を作っていくということで考えている。今後、当然、郷土美術館の機能がなくなるので、その活用とか活用するかどうかということも含めて、文化センターの大ホールは、続けていくので、現在の機能として劣っているといわれている楽屋、トイレそういうものをこれから何年使うかというようなことも前提として、改修等の計画を作らないといけないだろうというふうに思っている。最も大事な運営組織、人材確保、これを同時並行してやっていくということで考えている。

こういう説明を全員協議会でし、校区集会でも駅周辺整備、文化施設というものの説明をしていきたいと思っている。関連する部局もたくさんあるので、庁内の検討会等も参加をしていただくが、是非、実現をしていかなければいけないので協力をお願いしたい。以上である。

まちづくり校区集会も日程が決まり、また、推進員の方にこの間お願いをした。大変ご苦勞に思うが、自治会の皆さん方からも推進員のあり方については大変評価もいただいているので、お願いします。今年のテーマが、こちらから説明するのが、駅の周辺整備と第五次の長期総合計画についての基本、連合自治会のテーマとして地域福祉ということで進めていくことになる。また、校区集会までに建設部や環境部が中心であるが、整備の状況等をまとめておいてもらいたい。

これで、第3回庁議を終わる。